

文京区医師会  
新定款

社団法人 文京区医師会

# 社団法人文京区医師会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人文京区医師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区千駄木二丁目26番8号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、医道の昂揚、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学の振興及び医学教育に関する事業
- (2) 公衆衛生に関する事業
- (3) 学校保健に関する事業
- (4) 社会保障医療に関する事業
- (5) 産業医活動に関する事業
- (6) 地域保健医療に関する事業
- (7) 災害時医療に関する事業
- (8) 医事衛生の調査研究に関する事業
- (9) 文京区医師会附属診療所の運営管理に関する事業
- (10) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第5条 この法人会員は、本会の目的に賛同する良識ある医師で、次の三種とする。

- (1) A会員 この法人の別に定める地域に開業する医師
- (2) B会員 この法人の別に定める地域に勤務する医師
- (3) C会員 この法人の別に定める地域に無給で勤務する医師

### (入 会)

第6条 この法人に会員として入会しようとする者は、医師免許証を提示し、所定の申込書並びに医師免許証の写しを会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会員の義務)

第7条 会員は、定款並びにこの法人の諸決議に服し、会務執行に協力する義務を負う。

- 2、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退会及び届け出)

第8条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
  - (1) 会員が死亡したとき
  - (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- 3、会員は、別に定める事項に異同を生じたときは、すみやかに届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。

2、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上15名以内

(2) 監事 2名

2、理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、会員のなかから総会において選任する。

2、会長、副会長は、理事の互選による。

3、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3、役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3、理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。
- 4、監事は、次の職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること

#### (費用弁償等)

第15条 役員は、無給とする。ただし常時勤務する場合に限り、有給とすることができる。

- 2、役員には、費用を弁償することができる。

#### (役員解任)

第16条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、3分の2以上の議決により解任することができる。

#### (顧問)

第17条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2、顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3、顧問は、会長の諮問に答え、運営に関して意見を述べることができる。

## 第4章 会 議

### (会議の種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の二種とする。

2、総会は、定時総会及び臨時総会とする。

### (会議の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、会員をもって構成する。

2、理事会は、理事をもって構成する。

### (会議の権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 資金の借入（但し年度内に償還するものを除く）
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項

2、理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (会議の開催)

第21条 定時総会は、毎年3月及び年度終了後2箇月以内に開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が、民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

3、理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

#### (会議の招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2、会長は、前条第2項第2号の場合には、請求があった日から14日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には、請求のあった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3、総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに通知しなければならない。

#### (会議の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

2、議長は、会議における議場の秩序を保持し、議事を整理し会議を主宰する。

3、議長は、副議長を指名することができる。

4、理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (会議の定足数)

第24条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (会議の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2、理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(会議における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員又は理事の数および氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(委員会の設置)

第28条 会長が必要と認めたときは、各種委員会を設置することができる。

## 第5章 医道審議会

(審議会の設置等)

第29条 この法人に、医道審議会を置く。

2、医道審議会は、総会において会員の中から選任された3名以上5名以内の委員をもって組織し、委員長及び副委員長各1名を互選する。

(審議会の任期)

第30条 委員の任期については、第13条第1項の規定を準用する。

(審議会の兼業禁止)

第31条 委員は、この法人の役員と相互に兼ねることができない。

(審議会の職務)

第32条 医道審議会は、会員の義務と医師の倫理について審議する。

2、その他医道審議会に関する必要な事項は、別に細則で定める。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第33条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
  - イ、会費
  - ロ、寄附金品
  - ハ、事業に伴う収入
  - ニ、資産から生ずる収入
  - ホ、その他の収入

(財産の管理)

第34条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

(経費の支弁)

第35条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第36条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2、前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3、第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第39条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て、東京都知事に届出なければならない。

## 第7章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2、事務局には、必要な職員若干名を置く。

(職員の任免)

第41条 職員の任免は、会長が行う。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2、民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3、解散後の残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

## 第9章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この定款変更は、東京都知事の認可のあった日（平成2年4月10日）から施行する。

附 則

この定款は、東京都知事の認可があった日（平成 年 月 日）から施行する。